

養育費の確保について ～こどもの健やかな成長のために～

(現在の状況について)

◆【養育費の取り決め及び受給状況】(母子家庭)

	大阪市(※1)	全国(※2)
養育費の取決めをしている	28.0%	37.7%
養育費を現在も受給している	11.0%	19.7%

(※1)平成26年度大阪市ひとり親家庭等実態調査 (※2)平成23年度全国母子世帯調査

◆【養育費の取り決めをしていない主な理由】(大阪市)(※1)

- ・相手に支払う意思や能力がないと思ったから 54.4%
- ・縁を切りたかったので要求しなかったから 43.3%
- ・養育費を請求できるとは思わなかったから 10.2%

◆【民法改正(平成24年)】

協議離婚の際には、こどもの監護者だけでなく、養育費や面会交流について定めることとされ、その取り決めは、「子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ」とされた

離婚届用紙に養育費と面会交流の取り決めの有無をチェックする欄が追加

「取り決めをしている割合」約6割(全国)

養育費の確保のための取組

【パンフレットの配布】

【国】

養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成

【大阪市】

区役所の窓口において、離婚届用紙を取りに来られた方に、平成28年10月からパンフレットを配布

【養育費に関する専門相談の実施】

【大阪市】

新たに、大阪弁護士会と連携して、「離婚・養育費」に関する専門相談を今年度中に実施

子どもの健やかな成長のために、養育費を確実に確保する